

○ 「追加の規制改革事項等」(令和4年3月10日 国家戦略特区諮問会議) (抄)

(救急救命処置の先行的な実証)

重度傷病者の生命の危機を回避することを目的とした救急救命処置の範囲の拡大について、全国的な実施に当たって更なる検討を要すると救急救命処置検討委員会で判断された処置（カテゴリーⅡ） (注) を対象として、国家戦略特別区域において先行的な実証を実施し得るものを検討の上、同区域で先行的な実証を開始することについて2022年度中に一定の結論を得る。

(注)カテゴリーⅡについて

カテゴリー	基準
I	新たな研究や厚生労働省の検討会による審議を追加しなくても救急救命処置として追加、除外、見直すことが望ましいと判断する。
II	救急救命処置として追加、除外、見直すためには厚生労働科学研究班等による研究の追加もしくは厚生労働省の検討会等による審査によるさらなる検討が必要と判断する。
III	救急救命処置として追加、除外、見直すことが現時点では適当ではないと判断する。
未了	提案内容について精査中であり、委員会としての判断に至っていない。
差戻し	必要な情報やそれを裏付ける資料が十分に示されていないため、提案内容の評価を行うことができない。

※現在、カテゴリーⅡとされている処置

- ①心肺停止に対するアドレナリンの投与等の包括指示化
- ②アナフィラキシーに対するアドレナリンの筋肉内投与
- ③気管切開チューブの事故抜去時にチューブの再挿入
- ④自動式人工呼吸器による人工呼吸